

平成 29 年

第 4 回市議会定例会 議案第 12 号

函館市営住宅条例の一部改正について

函館市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 12 月 1 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市営住宅条例の一部を改正する条例

函館市営住宅条例（平成 9 年函館市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「次条第 3 項」を「次条第 5 項」に、「同条第 4 項」を「同条第 6 項」に改め、同項ただし書中「入居者から」を「入居者（次条第 2 項に規定する場合に係る入居者を除く。以下この項において同じ。）から」に改め、「よる」の後ろに「報告の」を加える。

第 16 条第 4 項を同条第 6 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項および第 3 項」に改め、「申告」の後ろに「ならびに第 2 項および前項の規定による収入の把握」を加え、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項の規定による収入の申告をせずに前条第 1 項ただし書の規定による家賃が適用された場合において収入を申告しようとするとき、または第 1 項」に、「申告した場合において、」を「申告し、もしくは前項の規定により収入を把握された場合において」に、「当該申告した」を「当該申告し、もしくは把握された」に改め、同項を同条第 3 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、入居者が同項に規定するときに該当すると市長において認める場合において、当該入居者が同項の規定による収入の申告をすることが困難な事情があると市長において認めるときは、第 2 項の規則で定める方法により、市長が当該入居者の収入を把握するものとする。

第 16 条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の規則で定める者に該当する者に限る。第4項において同じ。）が前項の規定による収入の申告をすることおよび第32条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長において認める場合は、同項の規定による書類の閲覧の請求その他の規則で定める方法により、市長が当該入居者の収入を把握するものとする。

第25条第1項および第2項中「第16条第3項」を「第16条第5項」に改め、同条第4項中「第16条第2項」を「第16条第3項」に改め、「場合」の後ろに「および同条第4項の規定により収入を把握された場合」を加え、「同条第3項」を「同条第5項」に改める。

第27条第1項中「第8条第2項」の後ろに「（第16条第2項に規定する場合にあっては、政令第8条第3項において読み替えて準用する同条第2項）」を加える。

第35条および第36条中「第11条」を「第12条」に改める。

第39条中「第15条」の後ろに「、第16条（同条第2項および第4項に係る部分に限る。）」を加える。

第41条中「第16条第3項」を「第16条第5項」に、「同条第4項」を「同条第6項」に改める。

第56条中「第15条」の後ろに「、第16条（同条第2項および第4項に係る部分に限る。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第15条第1項、第16条第2項から第5項までおよび第27条第1項の規定は、平成30年度以後の年度分の市営住宅の毎月の家賃について適用し、平成29年度分までの市営住宅の毎月の家賃については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間における改正後の第16条第2項の規定の適用については、同項中「第5条の2第1項」とあるのは、「第5条の2」とする。

(提案理由)

公営住宅法の一部改正に伴い、認知症である者等で収入の申告をすること等が困難な事情にある公営住宅等の入居者について、収入の申告等に代えて市長の調査により把握した収入に応じて家賃を決定することとし、および公営住宅法施行令の一部改正に伴い規定を整備するため